

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 平成二十四年三月三十一日までの間、独立行政法人住宅金融支援機構による資金の貸付けの対象となる合理的土地利用建築物に該当することとなる建築物の敷地面積の要件を三百平方メートルとすること。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)